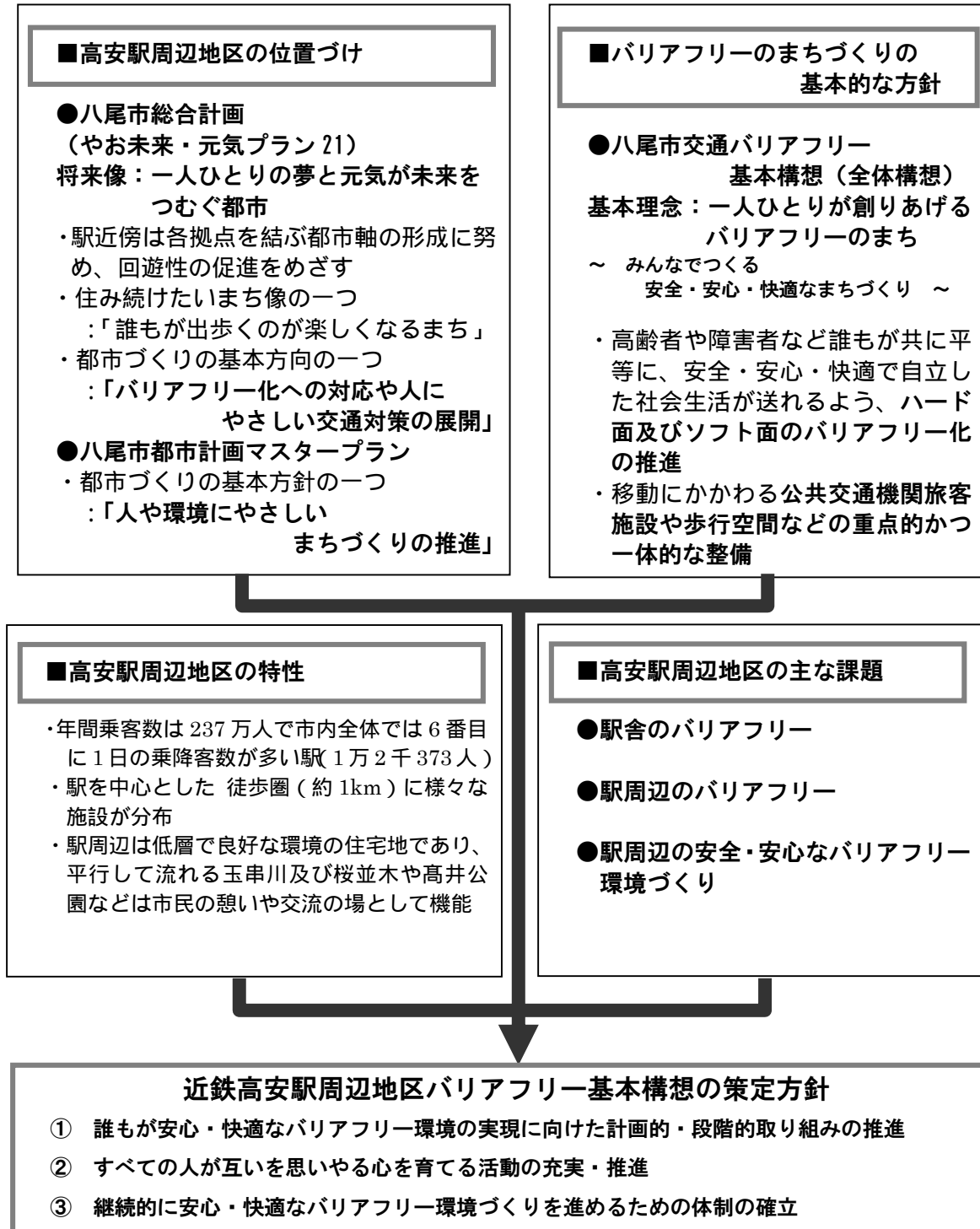


4. 地区の整備方向と重点整備地区

(1) 基本構想の策定方針

アンケート調査、タウンウォッチング、ワークショップの結果を踏まえた「高安駅周辺地区の主な課題」に対応しつつ、八尾市総合計画などの上位計画や高安駅周辺地区の特性、さらには「全体構想」におけるバリアフリーのまちづくりの基本的な方針などを踏まえ、高安駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定方針を次の通り定めます。



基本構想の策定方針①

誰もが安心・快適なバリアフリー環境の実現に向けた計画的・段階的取り組みの推進

誰もが安心・快適に移動できるよう、地区の実情や利用状況等、さらには近年の厳しい経済情勢等を考慮しつつ、限られた予算の範囲で最大限の効果を得ることをめざし、計画的・段階的なバリアフリー化を推進します。

特に、高安駅周辺でのバリアフリー化に向けては、駅の昇降での利便性向上に加え、駅周辺東西地域の一体感あるまちづくりや安全な往来のためにも安全・快適に昇降できる環境づくりを進めるとともに、既に先行してバリアフリー化を進めている近隣の駅（河内山本駅、恩智駅）周辺の重点整備地区や特定経路等との整合性や連続性に配慮し、八尾市東部の重点的かつ一体的なバリアフリー環境の実現に向けて取り組みを進めます。

基本構想の策定方針②

すべての人が互いを思いやる心を育てる活動の充実・推進

高安駅周辺地区のみならず、八尾市全体において「誰もが安心・快適なバリアフリー環境」を実現するためには、物理的なバリアの解消だけでなく、市民一人ひとりが高齢者や障害者等に対する理解を深め、積極的な介助や細かな配慮を行うことができるような「心」を育てることが不可欠と考えます。そのため、障害のある人もない人も、そして高齢者から子どもまで、すべての人が互いを理解しあい、認めあい、困った時にはお互いに助けあうことのできる「互いを思いやる心」が大切であると考えます。

そこで、バリアフリー化の推進にあたっては、市民が中心となって自発的な活動ができる環境づくりを進めるとともに、併せて、行政や各種事業者が中心となって歩行者の安全かつ快適な移動が確保されるよう、バリアフリー化への取り組みや実施状況等の広報に努めます。

また迷惑な駐車・駐輪や自転車による危険な走行、路上障害物をなくすよう改善の呼びかけを行うなど、積極的な協力を得られるよう啓発活動を推進します。

基本構想の策定方針③

継続的に安心・快適なバリアフリー環境づくりを進めるための体制の確立

本基本構想は、八尾市における継続的な安心・快適なバリアフリー環境づくりに向けて、社会・経済の情勢の変化や、地域のまちづくりやバリアフリーに対する取り組みなどの熟度を勘案しながら、必要に応じて見直し・点検を進めます。そのために、市民、各事業者等が積極的に参加・協力できる機会を設け、そこで出されたバリアフリー化に対する意見や提案等を見直し・点検に反映させる体制の充実を図ります。

（２）重点整備地区の設定

バリアフリー基本構想では、重点整備地区を設定する必要があります。

ここでは、高安駅周辺でのバリアフリー化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進するため、国が示す「移動等円滑化の促進に関する基本方針」で定められている要件を踏まえ、さらに高安駅周辺の特徴等を踏まえ、その設定に向けた考え方を整理します。

１）配置要件

「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（バリアフリー新法第２条第２１号イ）

- 生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区
- 地区全体の面積：概ね 400 ヘクタール（半径約 1 km の圏域）未満
- 生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが概ね 3 以上所在すること
- これらの施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、これら施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれること 等

２）課題要件

「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」
（バリアフリー新法第２条第２１号ロ）

- 高齢者、障害者等の徒歩もしくは車いすによる移動または施設の利用状況
- 土地利用や諸機能の集積の実体及び将来の方向性
- 想定される事業の実施範囲等の観点から総合的に判断される地区 等

３）効果要件

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」
（バリアフリー新法第２条第２１号ハ）

- 勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進（交流と社会参加、消費生活の場、勤労の場の提供）への配慮
- 各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性や集中的・効果的な事業実施の可能性への配慮 等

4) 重点整備地区の位置及び区域

本基本構想では、これらの要件を踏まえ、さらには既に先行してバリアフリー化を進めている近隣の駅(河内山本駅、恩智駅)周辺の重点整備地区や特定経路等との整合性や連続性、アンケート調査の結果なども考慮し次のように設定します。

高安駅周辺地区における重点整備地区の設定

- 特定旅客施設の要件を満たす高安駅を生活関連施設として位置づけ、これを中心に徒歩圏として考えられる概ね1 kmの範囲とします。
- 山本球場、総合体育館、サポートやお、高井公園など高齢者や障害者をはじめあらゆる市民が普段よく利用する公共施設の立地を考慮した範囲とします。
- 高安駅及びアンケート調査の結果などにより挙げられた「よく利用する施設」の立地状況を考慮するとともに、それらへの経路などバリアフリー化が必要な道路を含む範囲とします。
- 高安駅周辺地区内のバリアフリー化を推進することで、既に先行してバリアフリー化を進めている近隣の駅(河内山本駅、恩智駅)周辺の重点整備地区で示されている特定経路等が一体となり相乗効果が得られると考えられる範囲とします。

以上より

高安駅周辺地区における重点整備地区は、バリアフリー新法による重点整備地区の要件を踏まえ、高安駅を中心とした面積約53ヘクタールの区域とします。

（３）生活関連施設

バリアフリー新法においては、「高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を生活関連施設として設定する対象としています（バリアフリー新法第２条 第１項 第２１号イ）。

本基本構想では、アンケート調査、タウンウォッチング、ワークショップの結果など市民の意見も踏まえ、次の考えに基づいて、以下の施設を生活関連施設として設定しました。

高安駅周辺地区における生活関連施設の設定

●高安駅（特定旅客施設）

特定旅客施設のバリアフリー化を図っていくには、生活関連施設として設定する必要があります。高安駅は、１日 12,373 人の乗降客数を抱える特定旅客施設であることから、生活関連施設とします。

●山本球場（運動施設）

山本球場（平成 19 年度年間利用者数：27,193 人）は、本地区をはじめ市内を代表する交流の場であるとともに、本地区を特徴づける玉串川及び桜並木とも隣接しており、市民の憩いや交流の場として機能しているといえます。そのため、あらゆる人が快適に利用できるよう周辺を含めた整備を図ることは重要と考えられることから、生活関連施設とします。

●高井公園（公園）

高井公園は、この土地にかつて暮らしておられた方の遺志に沿って造られた公園であり、市民参画のシンボルともいえます。また、玉串川沿いに桜並木が続く、落ち着いた公園として市民の癒しの場所となっています。さらに、先のアンケート調査の結果でも本地区周辺で最もよく利用する公園として挙げられています。そのため、あらゆる人が快適に利用できるよう周辺を含めた整備を図ることは重要と考えられることから、生活関連施設とします。

●総合体育館（運動施設）／●サポートやお（福祉施設）

総合体育館（平成 19 年度年間利用者数：353,075 人）とサポートやおについては、河内山本駅周辺地区で既に生活関連施設として設定されています。

しかし、周辺の重点整備地区で示されている特定経路等と一体となって相乗効果を発揮させるためにも、高安駅周辺地区においても生活関連施設とします。

以上より

高安駅周辺地区における生活関連施設は、「高安駅」、「山本球場」、「高井公園」「総合体育館」、「サポートやお」とします。

なお、アンケート調査の結果にて「よく利用する施設」として挙げられている高安駅周辺の商業施設、銀行、病院等の施設は今後、本基本構想を含む他の地区構想との整合性や、施設管理者との調整を図りつつ、見直し時には必要に応じて生活関連施設としての設定を検討していきます。さらに、これらの施設のバリアフリー化に向けては、バリアフリー新法に基づいた施設のバリアフリー化に対する努力義務が定められていることを踏まえつつ、施設管理者等との連携を図りながら、対応を進めます。

（４）生活関連経路

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」(バリアフリー新法第２条 第１項 第２１号口)のことで、「生活関連施設の間を結ぶ道路等」を生活関連経路として位置づけることができます。

本基本構想では、生活関連経路を駅や生活関連施設間を結ぶ主要なルートであり、バリアフリー化に向けた取り組みの方向性を掲げ、着実に対応していく必要がある経路として以下の事項を考慮し、設定しました。

高安駅周辺地区における生活関連経路の設定

- 国の示す「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における「生活関連経路の要件」を踏まえ設定します。
 - ・生活関連施設相互間の経路を踏まえます。
 - ・既に移動等円滑化されている経路については、一体的なバリアフリー化を図る上で対象として位置づけることが必要な経路につき記載するものとします。
 - ・当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮します。
- アンケート調査の結果などを踏まえ、高安駅を中心とした重点整備地区内での道路ネットワークを考慮して設定します。
- 隣接する河内山本、恩智駅周辺の重点整備地区で既に指定されている「特定経路」等との連続性を考慮して設定します。

（５）準生活関連経路

「生活関連経路」の要件や沿道の状況など様々な要因により現段階では取り組みの方向性が明確化できないものの、地区内の主要な動線であり、将来にわたり対応を進めていく必要性が高い経路を、「準生活関連経路」と位置づけます。

そして、ハード面のみならずソフト面も含め、より安全な移動環境の構築に向けて多様な対策を行います。

なお、今後、本基本構想の見直しや具体的な整備の方向性を検討する中で「生活関連経路」としての位置づけが可能となった場合は、積極的に格上げを図ります。

その他、地区内の経路については、高安駅周辺の一体的なバリアフリー環境の充実に向け、各管理者の協働により必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市民の協力のもと、ソフト面での施策（バリアフリーの意識の向上、啓発活動の充実強化等）を併せて実施しながら対応していきます。

表 4 - 1 生活関連経路及び準生活関連経路

■生活関連経路

高安駅をはじめとした生活関連施設を結ぶ主要なルートであり、バリアフリー化に向けた取り組みの方向性を掲げ、着実に対応していく必要がある経路とします。

路線名	対象区間
市道 山本第 4 0 3 号線	高安駅 ⇄ 総合体育館 ⇄ サポートやお
市道 山本第 4 0 4 号線	
市道 曙川第 1 7 7 号線	
市道 曙川第 1 7 8 号線	
市道 曙川第 1 6 4 号線	
市道 曙川第 2 号線	
市道 山本第 2 0 3 号線	
市道 八尾第 2 0 7 号線	山本球場 ⇄ 総合体育館 ⇄ サポートやお
市道 山本第 3 7 4 号線	高安駅 ⇄ 山本球場及び高井公園 河内山本駅周辺重点整備地区とのネットワーク 恩智駅周辺重点整備地区とのネットワーク
柏村町一丁目地内道路	
主要地方道 八尾茨木線	
一般府道 山本黒谷線	高安駅から各生活関連施設への連絡

■準生活関連経路

様々な要因により生活関連経路として位置づけないものの、地区内の主要な動線であり、将来にわたり対応を進めていく必要性が高い経路とします。

路線名	対象区間
一般府道 山本黒谷線	高安駅 ⇄ 教興寺交差点

近鉄高安駅周辺地区バリアフリー基本構想 重点整備地区及び生活関連経路

